

絆きずな

【kizuna】

ぐんま人権情報誌【春夏号】

VOL.24

2019

特集

「障害のある人と人権」



中学生がアスリートと交流 笑顔で記念撮

目次

巻頭言

「障害のある人と人権」

群馬県社会福祉協議会 会長 片野 清明 2・3

学校の活動

「トップアスリートとの交流事業」

伊勢崎市立境西中学校

ボッチャ 周藤 穂香 選手

前橋市立第七中学校

車いすバスケットボール 高橋俊一郎 選手

4・5

行政の取組

「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する
条例(案)の概要」

6

訪 問

「はたらくことで夢の実現をめざす」

わーくはうすすてっぷ

7

インフォメーション

「平成30年度人権啓発フェスティバル in ぐんま 開催」

あとがき

8

巻頭言



「障害のある人と人権」

～ 障害者スポーツと差別や偏見の解消～

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 会長 片野 清明

はじめに

2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会がいよいよ間近に迫ってきました。さらにその8年後には、群馬県で2巡目となる第83回国民体育大会(2023年大会から国民スポーツ大会と名称が変わる予定です。)と全国障害者スポーツ大会が開催されることも内々定しました。今、障害者スポーツに、多くの方々からたくさんの方々の関心が寄せられています。

私は、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会の仕事とあわせて、一般社団法人群馬県障害者スポーツ協会をとおして障害者スポーツの振興にも携わっています。そうしたことから、障害のある人を取りまく差別や偏見を解消する取組みや、障害者スポーツ活動について考えてみたいと思います。

本稿では、最初に障害のある人を取りまく課題、法律や制度などのうごきを紹介し、障害のある人をはじめ、さまざまなマイノリティの立場にある人への差別や偏見を克服する取組みにふれて、障害者スポーツ協会の活動をとおして感じている障害者スポーツの意義について述べたいと存じます。

紹介 片野 清明(かたの せいめい)さん



片野さんは、平成27年3月に群馬県健康福祉部長を退職。同年7月より、現在の群馬県社会福祉協議会会長に就任。県健康福祉行政のトップとしての経験を活かし、社会福祉事業の推進、発展に幅広く活躍されています。

また、一般社団法人群馬県障害者スポーツ協会の会長として、障害者スポーツの普及、推進にもご尽力されています。

障害のある人を取りまく法律や制度のうごき

障害者権利条約という、障害のある人もそれぞれの生き方が大切にされる世界共通のルールがあります。2006年に国連総会で採択されました。日本も翌年には署名しますが、障害当事者の声を聞きながら国内法や制度をととのえることとされ、条約を批准したのは2014年です。

批准にあたり多くの法律や制度の見直しが行われました。2011年の障害者基本法の改正は、すべての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるとうたっています。また、2016年4月の障害者差別解消法の施行もその一環です。そして現在、群馬県においても障害者差別解消推進条例の検討が進められています。

これらのうごきに共通する考え方は、障害のある人が日常生活や社会生活で受ける制限は、心身の機能障害だけではなく、社会におけるさまざまな「障壁」によって生じるとして、とりまく環境によって困難さが重くもなり軽くもなるとするものです。そして、社会にある差別や偏見、環境などの「障壁」を解消するために、不当な差別の禁止や合理的な配慮を求めています。

差別や偏見の根深さ

一方で、障害のある人やマイノリティの立場にある人への差別や偏見には依然として根深いものがあります。2017年8月の内閣府による「障害者に関する世論調査」では、83.9%の人が障害者への差別や偏見があると思うと回答しています。

障害者差別解消法施行のわずか数か月後に発生した相模原障害者施設における痛ましい事件(津久井やまゆり園事件)を忘れるわけにはいきません。この事件は、私たちの社会に潜む優生思想に

後押しされたものとの指摘があります。昨年1月には、旧優生保護法のもとで強制的に不妊手術を受けた方が国家賠償請求訴訟を提起していますが、1996年に旧法が母体保護法に改正されるまでの間、不良な子孫の出生を防止するとの見地から「優生」という考え方が法律上も認められていました。

ハンセン病問題については、1996年のらい予防法の廃止後も、人権を侵害した歴史を省みて記憶し継承して同じ過ちを繰り返さないための取り組みが続いています。2008年に刊行された「栗生楽泉園入所者証言集」上巻で、編者の方は「差別問題の〈啓発〉では、その問題にかんする知識や歴史を教える(だけ)よりも、被差別当事者の「ひと」としての具体的な姿を伝えるほうが、効果があると確信している」と述べています。

また、昨秋刊行された「死の川を越えて」(上毛新聞社刊、中村紀雄著)は、ハンセン病をとおして人権尊重を描いた珠玉の作品です。その中には「無知が差別と偏見を生む」、「世間の人々の心を振り向かせるには、私たち自身が世間に飛び込む必要がある」といった心に残る言葉があります。

自分と違うことからの違和感やとまどいが差別や偏見につながるのではないかと思うとき、障害のある人や自分とは違うと違和感を覚えてしまう人について、その人をよく知ることがとても大切で必要なことではないかと考えます。

近時さかんなDET(Disability Equality Training/障害平等研修)という、差別解消を進めるための研修は、こうした考え方を活かした取り組みです。障害のある人自身がファシリテーターとなって進める研修として、障害のある人の特性や多様性の理解に役立つものと評価されています。



2018年10月に福岡県で開催された第18回全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」の群馬県選手団です。選手、監督、コーチ、役員等54名が参加し大健闘しました。片野会長と共にみんな笑顔で記念撮影をしました。

「ありのまま」の広がり

今、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催をひかえて、障害のある人についての理解の促進に、ヘルプマークの活用などさまざまな配慮や工夫が行われており、また、病気や障害のある人が、自らの特徴を周囲の人に知ってもらおうと独自のマークなどを身につけるうごきもあります。

こうした「私のことを知ってほしい」とする取り組みは、外見ではわかりにくい病気や障害のある人、マイノリティの立場にある人などについて、周りからの理解や声かけもしやすくなるとともに、ありのままを個人として認めて受け入れる社会であってほしいとするものです。

スポーツのすばらしさ

スポーツにおけるたゆまぬ努力によって発揮される競技力とアスリートの活躍は、多くの人々に感動をもたらし、夢と希望と喜びを与えるものです。障害のある人が、スポーツをとおして自らの道を切り開いていこうとする姿はたいへんすばらしいものです。

スポーツは、障害のある人もない人も同じように、すべての人々にとって「する、見る、支える」というかたちで関わるができるものです。そしてさらに大切なことは、こうして関わるすべての人にとって、お互いのことを「知る」絶好の機会になることです。

障害者スポーツを「する、見る、支える、知る」ことをとおして、障害のある人のことを知り、障害の特性を知り、障害のある人もない人も、お互いにそれぞれが個性豊かで一人一人がかけがえのない存在であることを実感しあうことができます。

障害のある人自身のスポーツへの取り組みと、それを共にする人、見る人、支える人がいて、お互いを知ること、共に生きる環境がととのうこととなります。

群馬県障害者スポーツ協会は、2012年5月、3つの障害分野(知的、身体、精神)を統合するかたちで任意団体として設立され、昨年5月に一般社団法人に移行しました。障害者スポーツの推進、障害のある人に対する県民理解の促進、障害のある人の社会参加の推進などをとおして障害者福祉の向上へ寄与することを目的とし、障害者スポーツの普及推進と競技力向上、そのための指導者の養成や確保、関係機関や団体との連携に取り組んでいることを付記して、拙稿をおわります。

表紙について

障害者スポーツのトップアスリートとの交流事業が県内各地の学校で実施されています。伊勢崎市立境西中学校では、ボッチャの周藤穂香選手を迎え、講演会・交流会を実施しました。(4・5ページに活動を紹介しています。)交流会の終了後に、3年生全員で周藤選手を囲んで記念撮影をおこないました。

障害者スポーツのアスリートとの交流

「ボッチャ 周藤穂香選手との交流」 伊勢崎市立境西中学校



障害者スポーツで世界で活躍するアスリートと中学生との交流事業を行いました。障害者への理解を深め、また、人として大切なことは何かを学びました。

周藤さんは、「自分の判断や自分の指示でゲームが進むので、『自分がやっている』という充実感をとても感じる。」とボッチャについて述べています。

ボッチャの試合は、障害の程度や種類によって4つのクラスに分かれています。周藤さんは、競技クラスの中で一番重い「BC3」です。このクラスはアシ



スタントがつきます。

アシスタントは選手と向き合って位置し、選手の指示によって

のみ行動し、ボールを置いたりランプと呼ばれる勾配器具の長さや向きを変えます。また、試合中に選手との会話や振り返ってコートを見ることは禁止されています。アシスタントは母親である美保さんが務めます。



穂香さんのこれまでの活躍や、実演を交えた講演をとおして、生徒全員が障害者スポーツへの理解を深め関心を高めることができました。

周藤穂香(しゅうとう ほのか)さんと母の美保さん



穂香さんは、脳性麻痺により体幹・上肢・下肢に1級の障害があります。衣食住は主に母親が全介助の生活です。NPO団体がボッチャ大会の見学に連れて行ってくれたことがきっかけで競技ボッチャをはじめました。

2017年日本代表としてタイ・バンコクワールドオープンに参加。2018年関東東海地区ボッチャ大会(ペア戦)で優勝。

ボッチャとは

ボッチャは重度の脳性まひ者や同程度の重度障がい者が四肢にある人のためにヨーロッパで考案されたスポーツです。

ジャックボール(目標球)と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールをいかに近づけるかを競います。

カーリングのように、相手のボールを弾いたりして、自分が優位に立てるよう位置取りをしていきますが、的も弾いて移動させることができるため、カーリングとは一味違う戦略、魅力がある競技です。

1984年からパラリンピックの正式競技として行われています。

(公益財団法人日本障がい者スポーツ協会ホームページから引用)

生徒の代表が周藤さんの指導を受けながらボッチャの試合を体験しました。うまく投げられた時の気分は最高です。



〈生徒からの言葉〉

今日はステキな講演会をありがとうございました。私は、「ボッチャ」というスポーツを知らなかったのですが、どんなスポーツなんだろうとワクワクした気持ちでした。見た目は、とても簡単そうに見えましたが、実際にボッチャを経験して、難しいなど感じました。しかし、穂香選手と美保先生は、とても上手におこなっているのですごいなと思いました。ボッチャをしている穂香選手の笑顔は、とてもステキで、みんなが笑顔になれると思いました。

それから私は、この講演会で、夢をあきらめずに頑張ることを学びました。私は、ソフトテニスをしていて、高校生になったらインターハイに出場するという夢があります。あきらめずに頑張って、穂香選手のように、大きな舞台で活躍したいと思っています。今日の経験を忘れずに、私も自分の夢を追いかけて、辛いときは穂香選手の笑顔を思い出して頑張ります。

今日は、本当にありがとうございました。パラリンピックに向けて頑張ってください。ずっと応援しています。

3年 永井 美彩紀

「車いすバスケットボール 高橋俊一郎選手との交流」

前橋市立第七中学校

高橋さんから、高校生の時に事故で背骨を損傷してから現在までのことについて講演がありました。



入院生活中に、自分の体が自由に動かないことからの絶望感、屈辱感で自殺まで考えたそうです。でも、主治医からの温かくも厳しい励ましを受け、生きること



の意味や命の尊さを知りました。

やっと戻ることのできた学校は車いすでの生活です。その不自由な生活を支えてくれたのは、

先生や友人の力強い心のこもった支援でありました。

リハビリに励む中、担当医師から紹介されたのが、地元の車いすバスケットボールチーム。練習で仲間と汗を流しながら、前向きに生きる目標を見つけたとのこと。



車いすバスケットボールとは

車いすバスケットボールは1960年のパラリンピック第一回大会(ローマ)から実施競技となっている、障がい者スポーツの中でも世界的に知名度、人気度が高いスポーツです。ルールや使用するコート、リングの高さ、ボールなど、一部を除いては、一般のバスケットボールと変わりありません。

チーム編成にはクラス分けシステムがあります。障がいの程度によって、各選手に持ち点が設定されます。持ち点は1.0点から0.5点きざみで4.5点まであります。障害が軽いほど点数が高く、重いほど低くなります。コート上の5名の合計点を14点以内で編成することで、障がいの軽い選手だけでなく重い選手にも出場機会が生まれます。

(公益財団法人日本障がい者スポーツ協会ホームページから引用)

2020パラリンピック東京大会で実施される競技種目

アーチェリー、陸上競技、バドミントン、ボッチャ、カヌー、自転車競技、馬術、5人制サッカー、ゴールボール、柔道、パワーリフティング、ボート、射撃、シッティングバレーボール、水泳、卓球、テコンドー、トライアスロン、車いすバスケットボール、車いすフェンシング、ウィルチェアーラグビー、車いすテニス(22種目)
(バドミントンとテコンドーは東京大会が初の実施となる)

〈生徒からの言葉〉

高橋さんのお話をうかがい、改めて「命」の大切さを知ることができました。それと同時に、普段何一つ不便を感じず生活できていることがどれほど幸せなことなのかを学ぶことができました。これから私は、障害を抱えている人を見つけたら積極的に手助けをしようと思います。

3年 中島 汐音

高橋さんのお話から、どんなに辛くても希望を見失わずに生きることが大切であると感じました。また、自分のできないことを探すよりも、得意なことに挑戦していった方がよいというお言葉が印象的でした。

僕も高橋さんのように未来に希望を持って生きていきたいです。

3年 磯田 稜那

僕は「車いすバスケ」を初めて見ました。難しそうでしたが、迫力があり、おもしろそうでした。高橋さんが生き生きとプレーを説明してくださっている姿からは、明るく生活することや、夢や希望を持って生きていくことの尊さを学びました。高橋さんの姿を胸にとめこれから頑張ります。

2年 田所 樹佳



生徒の代表が車いすバスケットボールを体験しました。車いすとボールの両方をコントロールするのは難しそうでした。



高橋俊一郎(たかはし しゅんいちろう)さん

高橋さんは、高校3年生の時、部活動の練習中に転倒し脊髄を損傷、両下肢の機能を失う。約8ヶ月の治療とリハビリ訓練により社会復帰を果たす。民間企業に入社し、この頃障害者福祉や社会福祉に関心を持ち、アメリカ、ドイツ、イギリスなど障害者の活動やシステムを学ぶ。1990年全国身体障害者スポーツ大会福岡国体で、110mスラローム競技で日本記録で優勝。2002年車いすバスケットボールジュニア選手権オーストラリア大会の日本代表選手団監督を務める。現在、日本車いすバスケットボール連盟の登録チーム「群馬マジック」代表他、多くの団体や機関で活躍しています。



行政の取組

障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し、 共に支え合う社会を目指して

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(案)の概要

この条例は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

条例の目的や基本理念の概要を紹介します。

目的

この条例は、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進するための取組について、基本理念を定め、県の責務、県民及び事業者の役割並びに県が市町村と連携協力することを明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な事項等を定めることにより、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し、地域で支え合いながら安全に安心して共に暮らす共生社会の実現を目指します

基本理念

共生社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に当たっては、障害者に対する障害を理由とする不当な差別的取扱いの解消にとどまらず、合理的配慮をする必要があること。
- (2) 障害を理由とする差別の解消を推進するための取組は、差別の多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見、理解の不足等から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する県民の理解を深める取組と一体のものとして行われなければならないこと。
- (3) 全ての県民は、障害及び社会的障壁に係る問題が障害者でない者も含めた全ての者に関係する問題であることを認識し、その理解を深める必要があること。
- (4) 共生社会を実現するための取組は、県、市町村、県民、事業者、国その他関係機関の適切な役割分担、相互の連携及び協働の下に行われる必要があること。

**何人も、不当な差別的取扱いは禁止です
事業者は、合理的配慮をするよう努める義務があります**

不当な差別的取扱いの禁止

何人も、障害者に対して障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

合理的配慮

- 1 県は、その事務又は事業を行うに当たり、合理的配慮をしなければならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、合理的配慮をするよう努めなければならない。

対象となる「障害者」や「合理的配慮」とは

用語の定義

- (1)「障害者」 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。)に起因する障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2)「社会的障壁」 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3)「合理的配慮」 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合であつて、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることをいう。

この条例は、平成31年第1回定例県議会に上程し、同年3月の公布を予定しています。本情報誌編集の都合で、同年1月現在の条例案に基づいて記載していますので、条例が公布されましたら、県ホームページ等からご確認ください。

関連法等

- ・障害者の権利に関する条約(2006年採択)
- ・障害者基本法(2011年改正)
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(通称:障害者差別解消法)(2016年施行)

「わーくはうすすてっぷ」～はたらくことで夢の実現をめざす～

わーくはうすすてっぷは、ハンディキャップのある人たちが働く福祉的就労の場です。

ハンディがあっても仕事を通して積極的に社会参加していけるように、4つの作業班を運営すると共に、地域での自立生活に向けての個別支援を行っています。

また、地域に広く開かれた施設を目指して喫茶店の営業や製品の外部販売を行うと共に、ボランティアの受け入れやイベントでの交流にも力を入れています。

人気のパンの製造販売（パン製造販売班）

毎日約30種類の国産小麦のパンと焼き菓子を製造しています。できあがったパンは事前に注文を受けた事業所等へ、袋詰めして配送しています。自家製天然酵母レーズンパン、食パンは定期購入も行っていきます。



パン生地を成形(上左)、袋詰め(上中)、店頭販売(上右)。各事業所等からの注文表のとおり袋詰めをする(左)。その後、車で発注者の所へ届けに出かけます。

明るくきれいな喫茶店が設置されています。ここで焼きたてのパンが食べられます。コーヒーやランチメニューも用意されています。



すてっぷ発足の理念

ハンディがあっても住みなれた地域で暮らしたい。自分の夢を実現したい。そんなあたり前のことがあたり前に実現できること。だれもが人として尊重され、輝いて生きることのできる社会。一人一人がそれぞれの人生の主人公になれること。それがすてっぷの願いです。

一人一人の個性をいかして（創作活動班）

創作活動班では、陶芸、縫製、織、アート書と、温かみのある製品作りを心がけています。作品には作者の個性・オリジナル性がしっかり表れています。



(写真は陶芸作品のデザイン模索の様子)

印刷はまかせて（パソコン班）



パソコンを使って名刺の印刷や広報誌の作成をしています。

パソコンを使うことで、障害があってもできる仕事の範囲が大きく広がっています。

楽しく生きがいのある生活をめざす

知的・身体的ハンディの重い方や介護の必要な方に対しては生活介護事業(生活介護班)があり、楽しく生きがいのある生活を支援しています。

訪問を通して、一人一人の尊厳が大切にされる素晴らしい施設だと感じました。(ま)

紹介 社会福祉法人すてっぷ

家族が必要な時に必要な時間だけ障害のある子供を預かるレスパイトサービス等を行う「ノーマライゼーションを考える会すてっぷ」として1991年に発足。障害者支援の活動を広げながら、1999年に「社会福祉法人すてっぷ」として認可される。

福祉の先進国であるデンマークやスエーデンの視察研修を重ねつつ、障害があっても地域社会の中で「ふつうに働く」「ふつうに暮らす」「ふつうに楽しむ」ことができるようよう11の事業を展開しています。

今回訪問した「わーくはうすすてっぷ」は、その中の就労継続支援B型事業と生活介護事業を行う事業所の1つです。

すてっぷ問合せ先: 前橋市東上野町136-1 TEL 027-290-6161 <http://s-step.com>

■平成30年度 人権啓発フェスティバル in ぐんま 開催

みんなで築こう 人権の世紀

平成30年12月9日(日) 群馬会館

～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～



「挑戦する勇気を育てる」前橋育英高校硬式野球部 荒井直樹 監督 記念講演



多くの方の参加を得て、人権啓発フェスティバルが開催されました。今回は、荒井監督の記念講演が実施されました。監督から、平成25年の夏の甲子園大会で全国制覇をした時の様子を、記録映像を交えながら話されました。スター選手がいない野球部が全国の強豪校と対戦するには、守りぬくことが第1で、相手に点をやらないことはこちらが点をとることと同じだ、という考えから守備練習を徹底してやったとのこと。その底辺には「凡事徹底」の態度がありました。高校での野球生活はたった3年間で、その後は社会人として生活するのであり、そこで大切になるものを見据えて、一つ一つをしっかりとやっていく態度を部員全員に指導しているということです。

荒井監督から、人が生きていくために本当に大切なものは何か、ということが会場のみなさんに伝えられました。



群馬のご当地アイドル「あかぎ団」が人権をテーマとした演劇の上演に加え、華やかなライブを行い会場が盛り上がりました。また、セクシュアルマイノリティ支援団体「ハレルワ」や人権擁護委員の活動紹介が行われました。



児童発達支援センター
たんぼぼ学園



JICA群馬デスク



ハレルワ交流ブース

人権啓発展示コーナーでは、行政や人権関係団体等により啓発・配布ブースが設置され、活動紹介が行われました。また、人権課題に関する取組展示や啓発資料の配布等が行われました。



県警察とすてっぷぐんま



人権キャラクターとの交流



人権擁護委員連合会



県いじめ防止ポスター展示

あとがき

今回は障害のある人の人権をテーマに、障害者スポーツ選手との交流や社会就労等の様子を取り上げました。また、群馬県障害者差別解消推進条例の制定により、総合的な取組がより一層推進されようとしています。障害に関係なく誰もが尊重される社会を実現していくことが大切だと思います。(ま)

絆 きずな
[kizuna]

ぐんま人情報誌【春夏号】

VOL.24
2019

●発行/群馬県人権男女・多文化共生課
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
TEL.027-226-2906(直通) FAX.027-220-4424